

(社)おおさか人材雇用開発人権センター会員加入拡大部会設置要綱

(目的)

第1条 社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(以下センターという。)の設立趣意に則り、同和地区住民をはじめとする就職困難者等の雇用・就労の推進を図るため、改革小委員会のもとに、会員の加入拡大を協議・検討する「会員加入拡大部会」を設置する。なお、必要に応じて関係機関による推進委員会を設けることができる。

(構成員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。なお、必要に応じ構成員以外の者を会議に参加させ意見を聴取することができる。

- (1) 会員企業を代表する者
- (2) 行政機関を代表する者
- (3) その他、理事長が必要と認める者

(委員長)

第3条 部会に部会長を置く

2 部会長は、委員の互選とする。

(会議の開催)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、部会長が必要と認めるときに開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会の活動状況を理事会に報告するものとする。

(費用弁償)

第6条 第2条で出席を求められた者で、国及び地方公共団体の常勤の職員以外の者に対しては、別に定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、センター事務局において行う。

(附則)

この要綱は、2003年12月1日から施行する。